

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例
に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 5 号

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 6 年川崎市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例等に関する規則

本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「（規則に基づく身分証明書の様式の特例）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

（神奈川県条例に基づく身分証明書の様式）

第 2 条 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和 3 4 年神奈川県条例第 4 号）

第 1 7 条第 1 項の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯する身分を示す証明書は、別記様式とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。